

国の重要文化財(古文書の部、歴史資料の部)の指定についての報告

文化財課

1 古文書の部2件、歴史資料の部1件の指定

国の文化審議会は、令和7年3月21日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、本県に所在する文化財(古文書の部)2件、(歴史資料の部)1件を重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申した。この結果、官報告示を経て、県内の重要文化財(古文書の部)は6件、(歴史資料の部)は7件となる予定である。

国指定有形文化財件数(令和7年4月1日現在)			
種別	国宝	重文	合計
建造物	1	22	23
絵画	—	—	—
彫刻	—	—	—
工芸品	—	3	3
書跡・典籍	—	3	3
古文書	—	4	4
考古資料	—	2	2
歴史資料	1	6	7
合計	2	40	42

※今回指定される「琉球家譜(沖縄県所有)」、「琉球家譜(那覇市所有)」、「宮良殿内家関係資料」は、件数に含まれていない。これが指定されると重要文化財は43件(古文書の部2件、歴史資料の部1件が追加)となり、国宝とあわせた合計が45件となる。

2 古文書の部

- (1) 琉球家譜 25冊
 琉球家譜関係文書(21通) 10冊、1帖
 附 系図箱 2合
 [所有者] 沖縄県
 [保管] 沖縄県立博物館・美術館

琉球王国の家譜は、^{サムレー}士の家系に関する記録であり、^{もんちゅう}門中(一族)ごとに姓(氏・うじ)を定めて編纂され、先祖と子孫とのつながりを示す「^{せいけいず}世系図」と先祖の勲功や履歴を示す「^{きろく}記録」を合わせたものである。内容には古琉球からの諸記録を含み、首里王府の系図座に提出して厳密な審査を受けて承認された記録性

令和7年第6回教育委員会会議 報告事項(6)

と信頼性が高い公文書である。王府に系図座が設置された康熙^{こうき}28年(1689)以降、本格的に編纂が開始され、王府の崩壊する1879年まで公的に書き継がれた。家譜関係文書は、家譜編纂にあたり作成された組立^{しつぎ}と仕次、家譜に記載される内容の裏付けとなる生子証文^{しょうししょうもん}や片髪結願書^{かたかしらゆい}、琉球国王朱印状等である。

琉球家譜とその関係文書は、王府の組織や行政、王国の身分制度、東アジアの系図文化を考える上で重要である。沖縄県所有分は、那覇市所有分に次ぐまとまった数の一括で、旧土の家々がとりわけ大切に守り伝えた文書群であり、戦禍により数多の史料が失われた琉球史研究上、貴重である。

(2) 琉球家譜	45冊
琉球家譜関係文書(130通)	58冊、72通
附系図箱	5合

〔所有者〕那覇市

〔保管〕那覇市歴史博物館

那覇市所有分は、最もまとまった数の一括で、旧土の家々がとりわけ大切に守り伝えた文書群であり、戦禍により数多の史料が失われた琉球史研究上、貴重である。

3 歴史資料の部

(1) 宮良殿内家関係資料	348点
---------------	------

〔所有者〕国立大学法人琉球大学

〔保管〕琉球大学附属図書館

首里王府統治下の八重山島(沖縄県石垣市)において在地役人の最高職位である頭役^{かしらやく}をつとめた人物を複数輩出した宮良殿内家に伝来した資料群である。頭役は首里王府の離島統治機関である蔵元^{くらもと}において、首里から派遣された在番の監督のもとに、行政組織を統括した責任者であった。

本件は、文書・記録類233点、典籍類101点、絵図類14点からなる質・量ともにまとまった資料群である。文書・記録類は、職務に関するものが大半を占め、同島の行政の基礎史料となる規模帳^{きもちょう}や公事帳類^{くじちょう}、漂流民関係、宮良家当主の公務日記類などが特に注目される。典籍類は、主として19世紀後半の当主の手沢本で、写本では故実や文芸関係、版本では儒学関係の内容が多い。

これらは、八重山島の歴史、琉球国の離島支配の実際、同島士族層の教養の有り様や生活文化の具体などを知る上で貴重であり、琉球国の政治史・文化史上に学術価値が高い。